

2025年大阪・関西万博 関西パビリオン7月催事企画運営事業に係る
企画提案募集要項

1 業務概要

(1) 業務の目的

徳島県は、2025年大阪・関西万博をきっかけとして、万博会場から徳島へ、新たな「人・モノ・コト・情報」の流れを創出するため、「関西パビリオン」内「多目的エリア」において、7月に1週間の催事を開催する。

この催事については、「徳島のなつやすみ」をテーマとして、県内市町村及びDMO等の出展のもと、各地の夏季コンテンツの魅力発信を予定しており、本事業は、催事開催に係る実施計画作成及び各種調整、本番の運営等を行うことを目的とする。

(2) 業務名称

2025年大阪・関西万博 関西パビリオン7月催事企画運営事業

(3) 業務内容

別添仕様書に記載のとおり

(4) 事業主体

徳島県

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

(6) 見積限度額

計16,210千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む）

（内訳）

令和6年度 1,210千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む）

令和7年度 15,000千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む）

※令和6年度、令和7年度業務の積算額を分けて見積もること。

また、積算には各種使用料を含め、必要な全ての経費を含めること。

2 業務仕様

別添仕様書を参照

3 参加資格

次の全ての要件を満たす者であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 単独企業

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

オ 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。

カ 本プロポーザルに関して、3の(2)に定める共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

(2) 共同企業体（JV）による参加の場合

ア 全ての構成員が、3の(1)ア～オに掲げる要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

4 参加申込手続

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間：公募開始日から令和6年10月21日（月）午後5時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

① 募集要項及び仕様書

下記(4)の事務局で配布するほか、徳島県HP（下記URL）からダウンロード可能。
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/nyusatsu/itaku/7244365/>

② 企画概要及び「市町村出展希望調査結果（中間）」、「関連ガイドライン」等
下記(4)の事務局で配布する。事務局で受け取れない場合は申し出ること。

(2) 質問の受付

本業務及びプロポーザル実施要項に係る質問は、「質問書」（様式第2号）により行うものとし、電子メールにより事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は参加申込みをした全ての者に対して行う。

質問の受付期限：令和6年10月21日（月）午後5時まで（必着）

(3) 参加申込

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、「参加申込書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにて事務局まで提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

提出期限：令和6年10月21日（月）午後5時まで（必着）

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

5の(1)～(3)に記載する書類等を各7部、5の(4)に記載する資料は正本1部、副本6部を、持参又は特定記録郵便（必着）により事務局まで提出すること。

なお、企業共同体（JV）により参加する場合には、(3)～(4)に規定する資料については構成する全ての事業者が提出すること。

提出期限：令和6年11月8日（金）午後5時まで（必着）

(5) 提出先（事務局）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部万博推進課 推進担当

電話：088-621-2130 ファクシミリ：088-621-2934

電子メール：bampakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

5 企画提案書の作成について

提案書は、次の(1)が10枚以内、(2)及び(3)が3枚以内、それぞれA4サイズとする。ただし、表紙及び事業者概要に係る既存のパンフレット等は枚数に含めない。

なお、提案にあたっては仕様書及び4の(1)で配布する「2025年大阪・関西万博関西パビリオン7月催事企画概要」、「市町村出展希望調査結果(中間)」、「関連ガイドライン」等を踏まえたものとする。

(1) 企画提案書(任意様式)

企画提案書に記載する項目は次のア～オとする。

ア 以下の①～⑥のコンテンツについて、徳島の魅力を安全かつ効果的に伝える設営と運営方法(スタッフ配置やスケジュール含む)

- ① ウォーターアクティビティと豊かな自然の疑似体験スポット
- ② 歴史や文化を、遊びながら学べる「自由研究体験」プログラム
- ③ 県内市町村及びDMO等による飲食・物産販売
- ④ 地域の魅力PRステージ
※ゲストとして招聘する候補者の提案があれば記載すること。
- ⑤ 工芸品等を活用した夜間ライトアップ
- ⑥ SDGsゴミ捨て体験

イ バックヤードを含めた会場レイアウト(アの①～⑥の配置は必須とする。)

ウ 「関連ガイドライン」遵守事項や、出展者である市町村及びDMO等関係者との連携を踏まえた、事業実施スケジュールと実施体制

エ 効果検証の実施案

オ その他、徳島の魅力発信に必要となる展示や運営にあたるスタッフ等について提案があれば自由に記載すること。

(2) 見積書(任意様式)

令和6年度、令和7年度業務の積算額を分けて見積もること。

また、見積りの基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

(3) 事業者(提案者)の概要及び実績

ア 事業者(会社、団体)の概要(任意様式、既存のパンフレット等でも可)

イ 複数自治体と連携した魅力発信イベント等、類似案件の実施実績(任意様式)

(4) その他の提出資料

ア 直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの(設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書)

イ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明(発行後3ヶ月以内)

ウ 都道府県税について未納がない旨の証明(発行後3ヶ月以内)

エ 法人の場合は登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※個人事業主の場合は開業届のコピーを提出すること。

オ 企業共同体(JV)にあつては、共同企業体協定書の写し

6 評価方法及び結果通知について

(1) 評価方法

徳島県が別に設置する委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、企画提案書による書面審査で最優秀提案者を選定する。選定委員会から質問がある場合は、回答期間を設定し、質問状を送付する。ただし、詳細な提案内容の説明等が必要と判断した場合は、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合の詳細は、提案者に別途通知する。

なお、選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 評価基準

審査にあたっては、以下の「評価基準」により、総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。最優秀提案者は、特段の理由がない限り、契約予定者に決定する。

評価項目	評価内容	配点
業務の理解度	提案内容が事業の目的・趣旨を十分に踏まえたものとなっているか	20
企画提案の企画力及び実行性	・企画提案の全体について、創造的な企画力があり、かつ徳島県の特徴についての知識・理解があるか ・会場の特性を理解し、催事を安全かつ効果的に実施できる提案となっているか	25
業務実施体制	業務を実施するための体制が整い、効率的に実施できる団体であるか	20
計画の実現性	業務スケジュールが具体的で、確実に実行できる計画となっているか。	20
経費積算の妥当性	提案の内容、成果から見て見積額及び積算根拠は妥当であるか	15
合計		100

(3) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約予定者として決定する。

(4) 評価結果

評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称を県HPにて公表する。

(5) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ア 3に記載する参加資格を満たさない者
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 2案以上の企画提案をした場合
- エ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

7 契約に関する事項

(1) 契約の通知について

選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、徳島県観光スポーツ文化部万博推進課長（以下、「万博推進課長」という。）から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。

なお、企画提案書はあくまでも提案者の企画力、実施能力等を判断するために行うものであり、企画内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 成果物及びその構成素材に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

8 参加の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の(4)に示す提出期限までに、応募辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は特定記録郵便（必着）によること。

9 その他の留意事項について

- (1) 企画提案書提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本要項に関して徳島県から受領した全ての資料は、万博推進課長の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。

10 公募に係るスケジュール

募集開始	令和6年10月11日（金）
募集要項等の配布期限	令和6年10月21日（月）
質問受付期限	令和6年10月21日（月）
参加申込書提出期限	令和6年10月21日（月）
企画提案書提出期限	令和6年11月8日（金）
事業者選定委員会開催	令和6年11月中旬
選定結果通知	令和6年11月中旬